

交通政策審議会海事分科会船員部会水先小委員会について

1. 背景

- (1) 水先制度については、水先業務運営の効率化等を図るため、等級別免許制（一級～三級）の導入、料金規制の緩和（上限認可・届出制）等の抜本的な制度改革が行われ、平成19年4月（一部は平成20年4月）から新制度が施行された。
しかし、水先を巡る問題はまだ山積しており、新制度の定着に向けてさらなる努力を必要とする問題も少なくない。
- (2) 一方、将来にわたって水先人の安定的な確保を図るための方向性や、育成が開始されている三級水先人の将来的な教育の在り方等、新制度を円滑に機能させるために不可欠な事項に関する議論を行うことも必要である。
- (3) また、規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月）においては、競争原理が働く市場環境の整備のため、水先業務の新たな引受ルールや三級水先人養成コースの拡充について検討が求められている。
- (4) このため、上記の問題を含む新制度下における水先の将来像について、水先関係者や第三者を含めた幅広い視点から議論する場を設ける必要がある。

2. 小委員会の設置

- (1) 新制度下における水先の将来像等水先を巡る様々な問題について、関係者のみならず第三者も含めた幅広い観点から検討を行うため、船員部会に「水先小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。
- (2) 小委員会は、学識経験者、海運業界、労働組合のほか、水先の実態に即した検討を行うため、水先人、水先人養成施設等の水先関係者に臨時委員として参加を求め、構成する。